

売買手続届出書

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

原則として社の代表権を持つ方。

部長等を申込者とする場合、別途  
内部委任状が必要です。

住 所  
名 称  
役職・氏名

印

平成30年2月19日からの売渡し及び買戻し契約に係る事務手続について、下記のとおり届けます。

なお、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書及び下記3により届け出た対象品目に係る売買要領を了知のうえ、売渡し及び買戻し契約の締結並びにそれに伴う事務手続を行うこととし、貴機構の事務手続の瑕疵以外の事由によって生じた不利益については一切の異議を申し立ていたしません。

記

1 売買申込みに使用する代表者の印鑑

使用印鑑	代表者の印鑑又は委任状で届け出る代理人の印鑑
------	------------------------

印

Webサイトを利用する場合には、  
(1)にチェックを入れてください。  
Webサイトを利用しない場合には、  
その理由を記入してください。

2 売買用Webサイトの利用の有無

(次のいずれかに✓をし、該当する項目に必要な事項を記入してください。)

- (1) 売買用Webサイトを利用する → 3を記入してください。
- (2) 売買用Webサイトを利用しない → 下表及び4を記入してください。

(売買用Webサイトを利用できない理由を記入してください。)

(売買用Webサイトを利用できない理由を記入してください。)	
主に利用する売買申込方法	

3 売買用WebサイトのログインID利用部署名等及び承諾書  
部署 1

売渡申込者用 ログインID	利用部署名		輸入調整事業部			
	対象品目		指定糖			
	担当者情報	〒・住所	106-8635 東京都港区麻布台2-			
		電話番号	03-3583-8396	ファクシ		
		担当者氏名	輸入 次郎	メール		
		担当者氏名	砂糖 三郎	メールアドレス	sato@○○.co.jp	
担当者氏名			メールアドレス			

申込者の担当者情報を記入してください。  
※注意※  
初回ログインの際に一番上に記載された担当者メールアドレスが必要になりますので、ご注意ください。

上の売渡申込者の部署が売買事務手続を代行させる者（通

売買事務手続 代行者用 ログインID	利用会社部署名		輸入通関株式会社			
	担当者情報	〒・住所	123-4567 神奈川県横浜市鶴見			
		電話番号	045-123-4567	ファクシ	045-123-4500	
		担当者氏名	通関 太郎	メールアドレス	tsukan@●●.co.jp	
		担当者氏名		メールアドレス		
		担当者氏名		メールアドレス		

機構売買を通関業者等に委託する場合には、委託先の情報を記入してください。

売買事務手続 代行者用 ログインID	利用会社部署名					
	担当者情報	〒・住所				
		電話番号		ファクシ		
		担当者氏名		メール		
		担当者氏名		メール		

機構売買を複数者に委託する場合には、委託先ごとに情報を記入してください。必要であれば、記入欄を追加してください。

注：売渡申込者用のログインIDは、売買用Webサイトの全てのメニューを利用でき、売買事務手続代行者（通関業者等）用のログインIDは、申込みに必要な一部のメニューに限り利用できるものです。

上の売渡申込者が申込みのみを行う場合の承諾書の送付先

メールによる 送付先	会社部署名				
	電話番号				
	担当者氏名		メール		
	担当者氏名		メール		
	担当者氏名		メール		

通関手続のみを通関業者等に委託する（機構売買は申込者が行う）場合には、委託先に承諾書をメールで送ることが可能です。承諾書の送付先を記入してください。

4 売買用Webサイトを利用しない場合の売買事務担当者及び承諾書の送付先  
 売買事務担当者（連絡先）

担当部署名			
〒・住所			
電話番号		ファクシミリ番号	
担当者氏名		メールアドレス	

注：担当者が複数いる場合、全ての者について記載してください

承諾書の送付先

メールによる 送付先	会社部署名			
	電話番号			
	担当者氏名		メールアドレス	

5 添付書面（初回の届出に限る。）

（別紙1）「売渡し申込みについて」を添付すること。（指定糖並びに輸入異性化糖及び混合異性化糖に限る。）

（注1）届出の内容に変更が生じた場合は、変更部分に\*印をつけて、機構に書面にて届け出るものとする。ただし、担当者情報欄及び承諾書の送付先の変更に限り、売買用Webサイトを通じて届け出ることができるものとする。

（注2）ログインIDを廃止する場合は、機構にその旨を記載したログインID廃止届出書（任意様式）を提出するものとする。

（記載注意）

- 1 本届出は、原則として代表者が届け出るものです。ただし、法人内における内部委任に限り別紙2「委任状」で届けられた代理人が届け出ることができます。
- 2 「3 売買用WebサイトのログインID利用部署名等及び承諾書の送付先」について
  - ① 売渡申込者の複数の部署で売買用Webサイトをそれぞれ利用する場合、各IDの管理責任の帰属が明確にわかるよう利用する部署ごとに記載してください。
  - ② 売買事務手続代行者（通関業者等）へのログインIDの付与を希望する場合、売買事務手続代行者用（通関業者等）欄に記入してください。ただし、売買事務手続代行者用（通関業者等）にのみログインIDを交付することはできません。（国内産異性化糖を除く。）
- 3 「3 売買用WebサイトのログインID利用部署名等及び承諾書の送付先」及び「4 売買用Webサイトを利用しない場合の売買事務担当者及び承諾書の送付先」の各表については、適宜、追加又は抹消してください。